

照会方法・注意事項

【 照会方法 】

1. 輸入貨物に関する照会

輸入を予定している貨物の税表番号(HSコード)や関税率については、事前教示制度に基づき下記のいずれかの方法で照会ができます。

- (1) 文書による照会
- (2) Eメール、口頭(電話・窓口)による照会

(1) 文書による照会

事前教示制度のご案内

税関は照会書を受理後、原則として30日(行政機関の休日は算入しない)以内の極力早期に文書回答を行うようにします。

回答文書の内容は、当該回答書が発出されてから原則3年間、輸入申告の税関審査の際に尊重されます。

<提出するもの>

- ・[【照会フォーム】事前教示に関する照会書\(C-1000号\)](#) [>【記載例】](#)
- ・見本
- ・参考となる資料

(2) Eメール、口頭（電話・窓口）による照会

文書による照会よりも簡易な照会方法ですが、文書による照会とは取り扱いが異なります。

税関は照会に対し口頭、Eメールにより回答します。

照会前に下記の「Eメール・口頭照会における注意事項(輸入)」をよくお読みください。

(2-1) Eメールによる照会

以下の資料をメール添付の上、関税鑑査官宛に送信して下さい。

メール照会の前に、[こちら](#) をご覧ください。

<提出するもの>

- ・[【照会フォーム】Eメールによる事前教示照会書\(輸入\)](#) [>【記載例】](#)
- ・照会貨物の写真やその他資料
 - ※化学品(27類～40類)については、専用フォームもご活用ください。
- [>化学品照会フォーム](#)

【Eメールアドレス】nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp

(2-2) 口頭（電話・窓口）による照会

- ・電話で照会される場合は、照会貨物の情報を口頭説明してください。
- ・税関窓口で照会される場合は、照会貨物に関する資料を提示の上、口頭説明してください。

Eメール・口頭照会における注意事項（輸入）

- ・税関の回答はあくまで参考扱いの情報であり、実際の輸入申告の税関審査の際に尊重されるわけではありません。
- ・貨物の品名のみ、写真のみの照会や貨物の情報が不足している場合は回答できません。
税表番号等を決定するためには照会貨物の詳細情報(製法、性状、成分割合、機能、用途等)が必要です。
- ・Eメールによる照会は、メール本文及び照会書に氏名、連絡先電話番号をご記載ください。
税関から照会内容について質問させていただく場合があります。
- ・セキュリティの関係上、Eメールに貨物情報に関する外部ホームページ等のリンクアドレスを貼りつけたり、動画を添付したりしないでください。半角カタカナ、特殊文字も使用不可。
- ・電話による照会は、照会貨物の特定が困難なもの、照会貨物が複数ある等の場合は、貨物の詳細情報を添付したEメールによる照会をお願いすることがあります。

2. 輸出貨物に関する照会

輸出を予定している貨物の輸出統計品目番号(HSコード)については、
Eメール又は口頭(窓口・電話)で照会ができます。

照会前に下記「Eメール・口頭照会における注意事項(輸出)」をよくお読みください。

(1) Eメールによる照会

以下の資料をメール添付の上、関税鑑査官宛に送信して下さい。

メール照会の前に、[こちら](#) をご覧ください。

<提出するもの>

- ・[【照会フォーム】Eメールによる事前教示照会書\(輸出\)](#) >[【記載例】](#)
- ・照会貨物の写真やその他資料

【Eメールアドレス】nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp

(2) 口頭(電話・窓口)による照会

- ・電話で照会される場合は、照会貨物の情報を口頭説明してください。
- ・税関窓口で照会される場合は、照会貨物に関する資料を提示の上、口頭説明してください。

Eメール・口頭照会における注意事項(輸出)

- ・税関の回答はあくまで参考扱いの情報であり、実際の輸出申告の税関審査の際に尊重されるわけではありません。
- ・貨物の品名のみ、写真のみの照会や貨物の情報が不足している場合は回答できません。
輸出統計品目番号を決定するためには照会貨物の詳細情報(製法、性状、成分割合、機能、用途等)が必要です。
- ・Eメールによる照会は、メール本文及び照会書に氏名、連絡先電話番号をご記載ください。
税関から照会内容について質問させていただく場合があります。
- ・セキュリティの関係上、Eメールに貨物情報に関する外部ホームページ等のリンクアドレスを貼りつけたり、
動画を添付したりしないでください。半角カタカナ、特殊文字も使用不可。
- ・電話による照会は、照会貨物の特定が困難なもの、照会貨物が複数ある等の場合は、貨物の詳細情報を添付した
Eメールによる照会をお願いすることがあります。
- ・税関の回答は輸出相手国の税関における取扱いを保証するものではありません。
輸出相手国の税関における分類や関税率等についてあらかじめ確認したい場合には、輸出相手国の税関における
事前教示制度の利用をご検討ください。

【受付窓口】

- ・主要な輸入申告予定官署
- ・照会者の所在地を所轄する税関
※名古屋税関管轄:愛知、岐阜、三重、静岡、長野

【名古屋税関担当窓口・連絡先】

名古屋税関 業務部 首席関税鑑査官
(電話)052-654-4139
(FAX)052-654-4163

【受付時間】

平日9:00~12:15、13:00~17:00 ※行政機関の休日(土日、祝日、12/29~1/3)を除く

< 参考リンク >

- ・品目表(税表番号・関税率) [>税関HP>輸出入手続>品目分類](#)
- ・主な商品の関税率の目安 [>税関HP>輸出入手続>カスタムスアンサー>主な商品の関税率の目安](#)
- ・事前教示制度の詳細 [>税関HP>輸出入手続>輸出入通関手続きの便利な制度>事前教示制度](#)